

議 事 録

令和 2 年度四万十町農業委員会 3 月総会

日 時	令和 3 年 3 月 2 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分 開議	
場 所	四万十町役場 十和地域振興局 2 階大ホール	
日 程		
第 1	指定第 23 号	会期の決定について
第 2	指定第 24 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 28 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
第 4	報告第 29 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
第 5	報告第 30 号	非農地証明事務処理報告
第 6	議案第 64 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 7	議案第 65 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 8	議案第 66 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 9	議案第 67 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第 10	議案第 68 号	時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
第 11	議案第 69 号	令和 3 年農作業標準賃金の設定について
第 12	報告第 31 号	令和 2 年度四万十町農業委員会活動報告について
第 13	議案第 70 号	令和 3 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
第 14		その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 浜田 大彰
8. 宮崎 恵美子
9. 太田 祥一
10. 山本 道雄
11. 甫喜本 治誠
12. 山脇 文男
13. 伊東 智江
14. 武内 道則
15. 吉良 榮
16. 竹内 純
17. 中原 英昭
18. 欠席
19. 林 幸一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 窪田 良一
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 欠席
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 欠員
32. 欠席
33. 東出 一茂
34. 宮谷 和夫
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 田村 守
38. 欠席
39. 梶原 美智

〔欠席委員〕

- 18 宮脇 眞弓
- 28 大西 博之
- 32 山本 奨一
- 38 佐々木 通

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会3月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 今日は、本当に暖かい日で桜も満開です。皆さんもご承知の事と思いますが、農業委員会でも二人の異動がありました。また、後の議案で出させていただきますので、よろしく申し上げます。

 四万十町では、3月に人・農地プランの実質化が決まりまして公表しています。一番早く公表して頂いて、これも皆さんのおかげだと感謝申し上げます。今日もよろしく申し上げます。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

 ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号24番市川絢子委員にお願いします。

 憲章は、添付資料の最後にございます。

24番 四万十町憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、18番 宮脇眞弓委員、28番 大西博之委員、32番 山本奨一委員、38番 佐々木通委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

 日程第1、指定第23号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会3月総会の会期は、令和3年3月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

 次に、日程第2、指定第24号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

 四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に12番 山脇文男委員と、22番 西井健夫委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 報告第28号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第28号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。ページは、3ページです。件数は、西部地域からの1件になります。なお、借受人貸出人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番について説明いたします。土地の所在地、河内字ゲンザイコ546番、地目、田、面積、1,464㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和3年3月8日、引渡年月日、令和3年3月8日。こちらは、平成31年3月1日から令和4年2月28日まで利用権設定がされていました。農地は、後の議案に出していますが、農地法3条により、新たに譲受人へ所有権移転するため解約するものです。以上です。

議長 報告28号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第28号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第29号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出についてご説明いたします。ページは、4ページです。件数は、窪川地域の1件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号1について報告します。土地の所在、若井川字小越604番、地目、畑、面積、152㎡です。以下12筆あり、合計13筆で、面積が2,084㎡です。届出日、令和3年1月20日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望ありとなっております。

希望ありとなっておりますが、届出の土地は利用可能部分については利用権設定がされていまして、利用権がされてない所は、狭小などで貸借が難しい土地となっております。貸借している土地で借手がなくなった場合等には、ご相談いただくように返答させていただいています。以上です。

議長 報告第29号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第29号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第30号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 30 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、5 ページをご覧ください。今月は全部で 2 件となっております。

1 番からご説明させていただきます。添付資料は 1 ページです。東川角字柿木駄馬乙 556 番 1、地目、田、面積、555 m²です。申請地は 20 年以上前より耕作しておらず、瓦礫等で締固められており農地への復旧が困難となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め令和 3 年 2 月 18 日非農地証明を発行しております。

続きまして 2 番です。添付資料は 2 ページです。茂串町 215 番 15、地目、畑、面積、112 m²です。申請地は 20 年以上前から駐車場になっています。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地であると認め、令和 3 年 3 月 10 日非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 30 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告 30 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 64 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 64 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は、6 ページからです。今月は窪川地域が 5 件、西部地域 2 件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の 3 ページからをご覧ください。

番号 1 番 土地の所在地、数神字ナガレハギ 423 番 1、地目、田、面積、268 m²です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する計画となっております。

番号 2 番 土地の所在地、見付字カヤノ木 762 番 1、地目、田、面積、979 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人の希望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、トマト野菜等を栽培する計画となっております。

番号 3 番 土地の所在地、高野字東坂フリ付 1146 番、地目、畑、面積、3,440 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。

これは、1 月総会で買受適格証明願いの承認いただいた件で、公売により取得するものです。そのため、譲渡人の欄については空欄表示となっております。

譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、ピーマン野菜等を栽培する計画となっております。

番号 4 番 土地の所在地、黒石字馬吾郎 1409 番、地目、田、面積、1,348 m²です。ほか 2 筆ありまして、合計 3 筆で面積が 4,310 m²です。

権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は県外在住で耕作困難なため、譲受理由

は本人希望です。譲受人は新規就農者ですが、担い手育成センターで研修し就農となり、今回取得する面積で下限面積は達成します。申請地では、生姜、ピーマン等の野菜類を栽培する計画となっております。

番号5番 土地の所在地、根元原字壺人越11番、地目、田、面積、333㎡です。ほか6筆ありまして、合計7筆で面積が3,922㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。

譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

窪川地域は、以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号6について説明いたします。土地の所在地、河内字ゲンザイコ546番、地目、田、面積、1,464㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号7について説明いたします。土地の所在地、久保川字森分805番、地目、田、面積、754㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第64号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、10番 山本道雄委員。

10番 番号1番について、譲渡人からお話を伺いました。現況は畑として耕作しており、野菜を作る計画です。譲受人は、農地を効率的に利用しています。150日以上農作業に従事しています。取得する農地の周辺農地には悪影響を及ぼすことはありません。譲渡人は、高齢のため草刈り等が困難になってきたこともあります。この地域ですが、町道が広がったために水路が遮断されておりまして、元々田んぼだったのですが、ほとんど畑しか作れない状況になっています。以上です。

議長 番号2番、20番 中城康子委員。

20番 3月23日に、譲受人、譲渡人と面会しました。現地は、田であることを確認しています。譲受人は、野菜を作るということでした。周辺は、同じ農地で田ですが、悪影響を与えることはないと思います。譲渡人は、高齢でもあり、ご主人を亡くして耕作が困難で売買に至ったそうです。以上です。

議長 番号3番、23番 西内一隆委員。

23番 番号3について、3月21日に譲受人から確認しました。1月総会で買受適格証明をしたとおり、公売による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号4番。30番 澤田憲男委員。

30番 番号4番ですが、譲受人から確認しました。譲渡人は県外在住ということもあり、管理が難しいという事です。譲受人は、県外の方ですが、仕事の関係で四万十町に何度か来ていて、四万十町で農業経営を行いたいということで、昨年6月に田んぼと空き家のセットで売りに出ている物件を、現地確認の上購入となっております。譲受人は、勤務していた会社を令和2年に早期退職し、四万十町に住所を移転。担い手育成センターで研修をし、今年から就農し生計を農業で立てていくそうです。下限面積は、達成しています。番号4番については問題ないと思います。以上です。

議長 それでは、番号5番。1番 下元弘章委員。

1番 譲渡人、譲受人に面会して確認しました。現地は、農地として使用されています。譲受人は、農機具等を保有して専業農家として 経営されています。譲受人は、常時農作業に従事しています。譲渡人は、高齢のため農地を売却しました。以上です。

議長 番号6番。14番 武内道則委員。

14番 先日、譲受人から聞き取りをしました。現況は田であり周辺農地には悪影響を与えないことを確認しています。この農地は住所のとおり高知市在住の方の農地で、今まで両親が作っていましたが、両親が他界しまして田舎の農地を買っていただける方がいるなら買って頂きたいという希望がありまして、近所を耕作している譲受人の方と売買になったそうです。この譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手で41歳と若く、やる気もあるので、この案件は問題ないと思います。以上です。

議長 番号7番。35番 山崎力委員。

35番 先日、現場が田であることを確認しています。周りの農地も稲作で、譲受人も稲作をしていくそうです。譲受人の父は農業者であり、息子さんが父の跡を継ぐそうです。譲渡人は、高齢であり農地まで4キロほど離れており誰かに譲りたかったそうです。売買に関しては問題ないと思います。

議長 議案第64号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 64 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、
原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 64 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、
原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 7 議案第 65 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請
に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 65 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて」ご説明いたします。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。
添付資料は 12 ページから 15 ページです。申請地は、2 筆。土地の所在、仕出原字
谷屋敷 99 番 2、地目、田、面積 6.61 m²。同所字同 100 番 1、地目、田、面積 238 m²。
合計 2 筆、244.61 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住
宅の新設です。転用理由は、現在は実家で暮らしていますが、結婚し手狭となった為新
設するものです。農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、そ
の他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、添付資料の 13
ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、露天駐車場、物干し場などを整備す
る計画です。
周囲の状況・影響については、周囲の農地はすべて申請者の農地ですので影響がない
ことの確認をしています。土地の造成計画については、整地し砂利敷きとします。進入
計画については、南側の県道より進入します。
排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽からの排水は、申
請地内から県道側溝へ伸びています、申請者所有の排水路へ接続し排水します。資金計
画については、融資証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上
で説明を終わります。
- 議長 議案第 65 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。1 番。2 番 掛水誠幸委員。
- 2 番 3 月 20 日土曜日に申請人から話を伺って来ました。許可が下り次第建設に着手
するそうです。周辺農地への影響ですが、事務局から県道の方に水路があると説明
がありましたように、水路の確認をしています。ここの地域は、四万十町に 2 ヶ所
しかない農業集落排水事業が実施されている所で、完全に下水が機械処理されてお
ります。周辺農地への影響はないものと思われそうです。
- 議長 議案第 65 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 65 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 65 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 66 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。議案第 66 号 番号 2 番は、議席番号 7 番浜田大彰委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、先に 1 番、3 番、4 番の審議、採決を行い、その後 7 番浜田大彰委員に退席していただき、番号 2 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書は 9 ページです。今月は窪川地域 3 件、西部地域 1 件の合計 4 件となっております。まず、番号 1 番、3 番、4 番を説明します。

それでは、番号 1 番について説明します

添付資料は 16 ページから 20 ページです。申請地は、1 筆。

土地の所在、口神ノ川字堂ノ川 624 番 2、地目、田、面積 340 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。

転用目的は一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、結婚し子供もでき手狭となった為、新たに新設するものです。

農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています

転用計画につきましては、17 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場スペース等整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は譲渡人の宅地、その他周囲は譲渡人の農地となっています。周囲すべて譲渡人所有地の為、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、砂利敷とし、外周には土留めを設置します。

進入計画については、申請地北側の国道より進入します。国道から譲渡人の宅地があり、進入路分を分筆し、申請人に売買するようにします。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽の排水は西側に隣

接する譲渡人の農地に排水管を埋設し、西側水路に接続させて排水します。排水先の水路管理者からは同意を得ており、また排水管理設についても農地の所有者から承諾を得ています。

資金計画については、融資証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1は以上です。

つづきまして、番号3 添付資料は24ページから25ページです。申請地は、1筆で、土地の所在、若井川字東田1674番1、地目、田、面積490㎡の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。

転用目的及び転用理由は、自己住宅の新設です。農地区分ですが、申請地は県営圃場整備事業を実施してる農地であることから、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、25ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場スペース等整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側と北東側は宅地、その他周囲は農地ですが、すべて同意取得済みであり特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、砂利敷とし、進入口以外には土留めを設置します。

進入計画については、申請地西側の町の管理道路より進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽からの排水は北側水路へ排水します。排水先の水路管理者からは同意を得ています。

資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。番号3は以上です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号4について説明いたします。添付資料は26ページからです。申請地は、1筆です。土地の所在地、瀬里字庵免362番2、地目、田、面積、31㎡です。権利事由は、売買による所有権移転です。

譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、進入路・転回スペースの新設です。転用理由は、隣接地に倉庫を建築するにあたり、新たに進入路・転回スペースを新設するものです。

農地区分ですが、圃場整備済み農地のため、農地法上良好な営農条件を備える農地に該当し、第1種農地と判断しました。ただし、例外として農地法施行規則第35条第1項第5号 既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、添付資料の27ページの土地利用計画図に示している形で、進入路・転回スペースを整備する計画です。周囲の状況は、公衆用道路、宅地、雑種地と譲渡人の農地となっております。

土地の造成計画については、盛土・切土等はなく整地する計画です。進入計画については、北側の道路・一体利用地から進入します。排水計画については、雨水は自然浸透とする計画です。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上です。

議長 議案第 66 号について事務局の説明が終わりました。番号 1 番から担当委員の補足説明をお願いします。3 番 廣井栄治委員。

3 番 番号 1 番の件につきまして、事務局より詳しく説明していただきましたが、3 月 20 日に、譲渡人、譲受人双方より聞き取りをしました。地目は、田となっておりますが、数十年前に残土処理で埋め上げをしまして、現在は雑種地のような状態で数年前までは、畑として管理をされていたことを確認しています。譲受人につきましては、借家に住んでおりまして、手狭になったという事で、許可あり次第着手したいという事です。計画面積につきまして、必要最小限と判断します。周辺農地にかかる営農条件への支障につきましては、周囲は譲渡人の農地で影響がないものと思います。排水計画につきまして、生活排水については、浄化槽を設置しまして譲渡人の土地を經由して近くの小谷に排水するようです。排水管の埋設につきまして、譲渡人の許可をもらっていることを確認しました。雨水につきましては、自然浸透にて処理するという事です。計画地の周囲には排水施設がないために、処理しきれない場合は、譲渡人の農地を含めて処理するそうです。以上、確認の結果番号 1 番の転用について特に問題ないと判断します。

議長 それでは、番号 3 番。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 3 番について、3 月 21 日に譲受人より確認しました。土地利用計画図のとおり、緑地スペース等も設け、周辺の景観にも配慮した計画で、汚水と敷地内雨水の排水計画も問題なく、隣接地の同意も取れており許可次第着工する計画ですので、番号 3 の農地転用は問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号 4 番。37 番 田村守委員。

37 番 先日 23 日に譲受人から話を聞いて来ました。田んぼと建物の間にある所ですが、許可があり次第着手するということを確認しています。また、必要最小限の計画で周辺農地の同意も得ており、問題ないと思います。

議長 議案 66 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 17 番 中原英昭委員。

17 番 1 番ですが、この形に分筆しているのですか。これは、ここに家が建つために分

筆しているということですか。譲渡人は、どういう理由でOKしたのか。僕だったらこんな切り方してほしくないですし、こんな売り方はしたくない。図面上は線が引いているけど、実際見に行ったら、線が無いのです。

議長 はい、事務局。

事務局 実際に、現地に測量杭が道沿い、申請地にありますが、杭から現地を見ますと当然農地の真ん中にぽっかり四角の空間が広がっています。譲渡人の方は、構わないということで、申請が出てきました。

議長 3番 廣井委員。

3番 譲渡人の子供さんと譲受人が友達でして、先ほども言いましたように、何メートルも埋め上げていまして、高い所で4、5メートルかさ上げしています。その関係で、あまり端だと地盤的に弱いという事で、中央にしたという事です。必要な面積のみを購入するという事で、譲渡人も納得しています。

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第66号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号1番、3番、4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第66号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号1番、3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番の審議を行いますので、7番浜田大彰委員は退席をお願いします。番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号2を説明します。添付資料は21ページから23ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、影野字宮之前1111番、地目、田、面積9,704㎡の内223.43㎡の土地です。権利事由は、賃貸借権の設定です。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は、営農型発電施設の継続です。転用理由は、平成27年5月27日に許可済みの当施設について、平成30年5月25日に3年間の継続更新をしていましたが、その3年間の存続期間到来のため、再度3年間の期間継続をするものです。

農地区分は、申請地は、農地法施行令第4条第1項第1号の「申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うもの」、及び「農業振興地域整備計画の達成に支障を及

ばす恐れがないもの」に該当し、農用地区域内にある農地であっても、営農型発電施設については例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、平成 27 年度に完成してから、現状は変わっていません。一時転用は期間が 3 年以内と決まっています。通常の転用であれば、3 年経てば撤去となる所ですが、営農型発電施設の場合は、3 年後に再度一時転用の申請が出来ることになっています。今回は更に再度 3 年で継続していくとの意向であり、申請となったものです。

また、発電設備の下部の営農状況についてですが、別にお配りしています A4、2 枚のパネル下部営農状況の資料をご覧ください。この表は、過去 3 年間の総生産量、商品としての出荷量、それぞれ単収に直したもの、地域の平均的な単収を表示しています。営農型太陽光発電での下部の収量は、地域の平均的な単収と比較し 2 割減を超えないように営農する必要があります。ここ 3 年間を確認したところ、作付け作物、万次郎かぼちゃ、ハスイモ、椎茸、千両等年度によって違いますが、地域の平均的な単収と比較し、総生産量で判断しておりますが、昨年分ですと、おおむね基準値をクリアしており、今後も安定して営農できると判断できますので、引き続き 3 年間の継続については問題ないものと判断しています。30 年度、31 年度に 8 割に達していない場合がありますが、1 年だけでは比較できず、状況等色々ありますので、今回総合的に評価しております。また、2 枚目には、参考資料として、知見を有する者（高知大学准教授宮内氏）よりの意見書を添付しております。営農状況を分析したものであり、簡潔にいいますと、一番最後の行にもありますように、今後もサンビレッジ四万十でのソーラーシェアリングについては順調に推移しており、継続についても問題ないという内容になっております。参考に添付しています。番号 2 は以上です。

議長 議案第 66 号 番号 2 番の事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。事務局。

事務局 欠席の大西博之委員から聞いております。今回営農型発電施設の更新については、近年の営農状況も確認し、安定した収量を確保していることから、今回の更新 3 年については問題ないと判断しているという事です。以上です。

議長 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

3 番 3 年、3 年のピッチで許可をしないといけないのですか。

事務局 3 年以内となっております。最長 3 年ということで、今回 3 年でいくようにしています。

3 番 法的にそうだと思いますが、1 回施設が建ったらたぶん半永久的にその下で作物を作りながらその施設が残る可能性がありますので、なかなか撤去にはなりづ

らいのかなと思われませんが、長期で法改正等あった方がいいなという意見の申し添えです。

議長 ちなみに、遊休農地については例えば、10年とか決まっています。1種農地については、なかなか一挙に10年とはならないのが現実です。ただ、この出荷状況は良く生産されています。他の県内の状況を見ると80%とかこんな数字は出て来ていませんので、厳しい状況であります。ちなみに、南国市のシキビなどは、出荷量が足らなくて南国市の農業委員会も3年の一時転用は出来ない、管理不足でこのままではいけないということで、1年様子見てそれでも駄目でもう1回やって何とか一生懸命管理をして、生産量も上がって来て、今回からは3年をかけました。そんな状況もありますので、そういうことを比較したらしっかりと管理していると私は思っています。

3番 自分たちの営農関係の仲間でもありますし、サトイモ部会でもトップクラスの営農をされていて、その現場へもお伺いするのですが、非常にいい管理をされています。それがあったので、期間延長が出来ないのかと話をさせていただきました。ご理解ください。

議長 他にありませんか。15番 吉良榮委員。

15番 活動と生産の良好な関係は分かりました。もうすでに10年くらい経っているのですか。

事務局 6年です。

15番 3年、3年で更新していく中で、施設の老朽化の問題はないですか。それを知りたいです。

事務局 一応対用年数が20年ほどありまして、この期間は、太陽光パネルは使えるだろうという事で整備をしています。その期間は、メンテナンスは多少必要かもしれませんが、全体の器具はもつという事です。

議長 はい、17番 中原英昭委員。

17番 千両は生産してないのですか。生産していないのは、0%で計算しているのですか。

事務局 この30年度、31年度の右の備考欄に生産無とありますが、千両は植えたときは、収穫できず、2年、3年でようやく収穫できるということで、植え付けはしているけど、収穫に至らなかったという事です。

17 番 それが 0% ということで計算しているという事ですか。

事務局 そうです。過去の営農状況、例えば 10 品目をやって、それぞれ単収に置き換えたときに、1 年で収穫できないものに関しては収穫できるようになってからという事の判断で、やっております。最終的にこの内容で県が今後継続していかどうか判断しますので、3 年間で出しておいても 1 年とか 2 年と区切られる場合も出てきます。

17 番 生産無とは、生産しているけれど、出荷がなかったという事ですか。

事務局 そうですね。

議長 生育期間中という事です。

議長 何か他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議案第 66 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 66 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 浜田大彰委員、番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 67 号 番号 8 番、9 番は議席番号 3 番 廣井栄治委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 7 番の審議、採決を行い、その後に 3 番 廣井栄治委員に退席していただき、番号 8 番、9 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 4 月 1 日付けで

公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案書は10ページからになります。今月は窪川地域7件、西部地域から2件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。添付資料は28ページからです。

番号1、土地の所在地、奈路字荒神ノ元1334番、地目、田、面積、755㎡です。設定は更新です。期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、奈路字荒神ノ元1335番、地目、田、面積、716㎡です。設定は更新です。期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号3、土地の所在地、奈路字竹ノ本1348番、地目、田、面積、2,032㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積が3,562㎡です。

設定は新規としていますが、昨年も貸借しておりましたが、更新の期間のずれが生じたため、新規としています。期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、生姜を栽培する計画です。

番号4、土地の所在地、峰ノ上字下ヤシキ594番、地目、田、面積、2,615㎡です。

これも3番と同じで設定は新規としていますが、昨年も貸借しておりましたが、更新の期間のずれが生じたため、新規としています。期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、生姜を栽培する計画です。

番号5、土地の所在地、七里字早川甲1601番、地目、田、面積、1,982㎡です。設定は更新です。期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、大豆を栽培する計画です。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号6番、土地の所在地、昭和字イドノ上1308番、地目は田、面積、2,072㎡です。外1筆あり、合計2筆、面積が3,544㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年になります。作物は、センブリを栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

番号7番、土地の所在地、大正字横道1007番2、地目は田、面積、2,051㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

議長 議案第67号、番号1番から7番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。1番から3番までを30番 澤田憲男委員。

30番 番号1番、2番、3番についてですが、借受人から現地で立会し確認してきました。借受人は、就農期間が短く、新規就農者であり、今後地域の担い手となる方です。内容も利用集積計画のとおりで再設定になります。特に問題ないと判断します。

議長 それでは、番号 4 番。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 4 番について、3 月 21 日に借受人より確認してきました。現況地目は田で、生姜を栽培する予定です。再設定でもあり隣接地ともトラブルも無いようですので、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 それでは、番号 5 番。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号 5 番について、借受人から確認しました。借受人は、農業生産法人で地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。再設定でもあり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 6 番。34 番 宮谷和夫委員。

34 番 先日、3 月 20 日に農地の確認及び借受人と会いまして確認をしました。薬草、米などを作付けする専業農家です。地域の信頼も高く、農地の効率的活用、労働日数、周辺農地への悪影響の面でも問題ないように判断します。以上です。

議長 番号 7 番。16 番 竹内純委員。

16 番 7 番について両者から確認をしています。利用権を設定する方は、住まいが土佐市にありまして、お義父さんが亡くなる前から手伝っていましたが、経験が浅く色々大変なことが多く耕作をするのが難しいという事で、耕作者を探しておりました。ちょうど、下流側で耕作してもらっている設定を受ける方に相談したところ、近くなので耕作してもいいよと言ってもらいまして、この話が決まりました。設定を受ける方は、年間 150 日以上作業をしている地域の担い手でもありますので問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 67 号 番号 1 番から 7 番について質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 7 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 1 番から 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 8 番、9 番の審議を行いますので、3 番 廣井栄治委員は退席をお願いします。番号 8 番、9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 8、土地の所在地、中神ノ川字影平 69 番 1、地目、田、面積、857 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 1,782 m²です。設定は新規です。

期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する計画です。

番号 9、土地の所在地、中神ノ川字影平 71 番 1、地目、田、面積、830 m²です。以下 4 筆あり、合計 5 筆で面積が 4,063 m²です。設定は新規です。

期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。この法人は一般法人ですので、解除条件付き貸借となります。水稻を栽培する計画です。

議長 番号 8 番、9 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。24 番 市川絢子委員。

24 番 8 番 9 番を説明させていただきます。農地を確認しております。借受人は、認定農業者でもありまして、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりであり、また、地域の農地を守るために頑張っておられます。新規の設定ですが、問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 67 号 番号 8 番、9 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 8 番、9 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 67 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 番号 8 番、9 番は原案のとおり可決されました。3 番 廣井栄治委員除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 廣井栄治委員、番号 8 番、9 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 68 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 68 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書 13 ページ、添付資料は 56 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

見付字カクレジク 1054 番 1、地目、田、313 m²、同じく 1054 番 2、307 m²につきまして、令和 3 年 1 月 4 日受付、登記原因、昭和 61 年 12 月 25 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 68 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。20 番 中城康子委員。

20 番 3 月 3 日に現地を確認してきました。ここは、支援センターが管理していきまして、田んぼだと確認してきました。以上です。

議長 議案第 68 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 68 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 68 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 69 号 「令和 3 年 農作業標準賃金の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 69 号 「令和 3 年 農作業標準賃金の設定について」をご説明します。15 ページは窪川地域、16 ページは大正十和地域の表になっております。先月、各地域委員会で協議していただき、前年より変更等になった部分を赤字で表示しております。窪川地域につきましては、特に変更はないとのことでしたので、令和 2 年の最低賃金が 790 円から 792 円に変更になりましたのでその部分を変更しておりますが、表中の 6400 円には影響がないためそのままとしています。大正十和地域の変更は、コンバインについて 15,000 円から 17,000 円に。畦塗を 1m、40 円から 60 円に変更。窪川地域の金額に合わせたところです。以上が、先月話された意見を反映させた（案）となります。ご確認いただき、そのほか補足やご意見等ございましたらお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 69 号について質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 69 号を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第 69 号は、可決されました。

事務局 これにつきましては議決いただきましたので、4 月の区長会文書で各戸配布したいと思います。

議長 続いて、日程第 12 報告第 31 号 「令和 2 年度 四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 31 号 「令和 2 年度 四万十町農業委員会の活動報告について」報告いたします。添付資料の 60 ページからになります。コロナ禍の中、研修等が中止になるなど今までどおりの十分な活動ができなかった 1 年でした。その中でも人・農地プラン座談会への出席や意見書提出など積極的な活動を行うとともに、地域への

働きかけや相談を受けるなど細やかな活動に努めました。

委員会の主な活動としまして、総会ですが、感染に気を付け4月総会では出席委員の人数を減らして行うなど、状況に合わせながら毎月総会を開き、法令業務のほか、所掌事務等について協議、研修を行いました。役員会は、毎月総会の運営、議案協議を行うとともに、行うべき活動について話し合ってきました。法令業務は、農業委員会の業務の柱である法令業務を、透明性、公正、公平性をもって行い、適正かつ円滑な運用に努めました。毎月の総会における農地法等審議案件の処理件数は添付資料の66ページから載せています。活動報告の冒頭でも述べましたが、大きな活動としましては、人・農地プランの実質化と意見書提出となっております。人・農地プランの実質化への取り組みといたしまして、昨年度の農家対象アンケートに続き、今年度は、人・農地プランの座談会を行いました。座談会には、地区担当の委員が参加し助言等を行いました。6月から12月に町全体132地区すべての集落で座談会を行う事ができ、3月4日に検討会が開かれ3月末と書いておりますが、3月23日に町のホームページに公表されております。

意見書の提出としまして、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定に基づき、委員の取り組みを通じて出された意見や要望をまとめた「意見書」を町長に提出いたしました。その後、担当課、執行部、JA等々と農政懇談会を行うなど意見書を基にした協議も行われております。

情報の提供では、農業委員会だよりを令和2年9月と令和3年3月に発行しました。農業委員会だよりは、第34回四国ブロック農業委員会情報誌コンクールで最優秀賞を受賞しました。新しい農業委員会だよりもお手元にお配りさせていただいております。これは、昨日の区長文書で各戸配布となっております。添付資料の次のページに1年間の活動状況を載せておりますのでご確認ください。活動報告は以上になります。

議長 報告第31号について事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第31号 「令和2年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第13 議案第70号 「令和3年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第70号 「令和3年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を説明いたします。今の委員の任期は、8月末で終わり、9月からは新しい委員での体制となりますが、農業委員会がすべき事の基本は変わりませんので、今年度も1年間の方針とさせていただきました。

まず、活動方針です。人・農地プラン座談会では、改めて地域の高齢化や後継者

不足が浮き彫りになりました。その中で農業委員会による農業、農地を守る活動が今以上に重要になってきます。

平成30年9月から新しくなった今の体制も3年の任期が終わろうとしています。先行きの見えないコロナ禍の中ではありますが、出来る限りの活発な活動を行い今期の総まとめと共に来期に向けて自己研鑽し、更なる飛躍を望む1年とします。

活動計画といたしまして、農業委員会が所掌する法令に基づく業務のほか、農地利用の最適化に向け農業委員、推進委員が協力して活動を行っていきます。

業務の適正な執行といたしまして、業務の基本である、法令業務の適正な執行に努めるため、農地法の理解を深めます。

最適化の推進といたしまして、担い手への農地の集積、集約化です。座談会で聞いた地域の声や、人・農地プランを通して、農地の集積集約化につなげるように地域に合わせた活動を行っていきます。

遊休農地の発生防止・解消につきまして、農地パトロールですが、活動記録簿を見ておりますと去年より活動の時間が減っておりました。そこで、来年度は農地パトロールを強化していただきまして、所有者への働きかけを行っていただきたいと思っております。

新規参入の促進です。近年Iターン、Uターンの移住者が増えてきており、その中には就農を望む人もいます。農業委員として培った知識を活かし地元との橋渡しを行うなど、就農へのサポートをしていきます。

農政情勢や委員会活動の情報発信のため、農業委員会だよりを年2回発行します。

農業者や地域に根ざした活動として、農業者や地域が抱えている実情や諸問題についての相談活動を行うとともに、農業者の老後生活の安定のため、農業者年金加入推進に取り組みます。

総会及び臨時総会です。総会は毎月開催し、必要に応じて臨時総会を開催します。

委員研修の実施としまして、昨年出来なかった先進地視察研修に感染症が落ち着き次第取り組み、農業委員、推進委員自らの資質向上に努めます。

地域委員会での活動、西部地域委員会では、西部地区産業祭へ参加し、農業委員会活動の情報発信を行うと共に、農業者年金加入推進や農業新聞の購読推進を行います。窪川地域委員会では、作況調査、農地パトロールを行い、委員間の情報共有を図るとともに遊休農地発生防止に努めます。

関係機関等の連携としまして、農業委員会ネットワーク機構、国、県、町行政部局、農協等各農業団体との連携を密にし、新たな情勢や経済情報を的確に把握するように努めます。次のページ72ページに活動計画の年間スケジュール表を載せていますので、ご確認ください。議案と一緒に総会等の日程表を送付させていただきます。総会の日がち、場所は赤で塗られた日程で行う予定となっております。会場の都合で場所が変更になることがあります。変更になりましたら、文書等でお知らせをします。以上、令和3年活動計画方針及び活動計画をご説明させていただきました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

議案第70号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 70 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 70 号 「令和 3 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 70 号 「令和 3 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 小休にいたします。

議長 正会にします。

お諮りいたします。

ただいま、お手元にお配りいたしました、報告第 32 号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」追加日程 1 として、日程を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議がありませんので、ただ今より追加日程第 1、報告第 32 号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。

本議題につきましては、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条により、本委員会の職員の任命を行うものです。

同規則第 2 条の規定によりその内容について事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、追加日程第 1、報告第 32 号農業委員会事務局職員の人事異動について説明いたします。

四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条及び第 2 条の規定により、次の職員を任免するので報告いたします。

令和 3 年 4 月 1 日、林 和利、農業委員会事務局への出向を解く。令和 3 年 4 月 1 日、田中 淳一郎、農業委員会事務局への出向を解く。令和 3 年 4 月 1 日、杉本 孝成、農業委員会事務局次長を命ずる。令和 3 年 4 月 1 日、森本 太貴、農業委員会事務局主任を命ずる。兼ねて書記を命ずる。以上です。

議長 報告第 32 号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」終わります。

議長 続いて、日程第 14 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度 四万十町農業委員会 3
月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 30 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 12 番

署名委員 22 番
